

## 確定申告の準備はお済みですか

### 益城町の申告相談会について

申告会場…交流情報センターミナテラス  
 申告期間…2月16日(木)～3月15日(水)  
 ※詳細は1月下旬に届く「日程表」をご覧ください。  
 税務課住民税係 ☎ 286-3380

### 熊本東税務署申告相談会場の変更について

平成28年分確定申告につきまして、例年、熊本東税務署で行ってございました申告相談会は、下記の会場へと変更になります。熊本東税務署では申告相談を行いませんのでご注意ください。

申告会場…火の国ハイツ  
 (熊本市東区石原2丁目2-28)  
 申告期間…2月16日(木)～3月15日(水)  
 (土日を除く。ただし、2月19日(日)、26日(日)に限り申告相談を行います)

受付時間…午前9時～午後4時  
 なお、熊本地震等により住宅や家財に被害を受けた人は、上記の申告期間に加え、次の期間も申告相談を行います。

申告会場…火の国ハイツ  
 申告期間…1月30日(月)～2月15日(水)  
 (土日および祝日を除く)

受付時間…午前9時～午後4時  
 熊本東税務署 ☎ 369-5567

### 障害者控除対象者認定書を送付します

町では、平成28年12月31日(基準日)または平成28年中における資格喪失日現在、要介護認定を受けている65歳以上の人について障害者控除の対象とし、「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や町・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人またはその扶養義務者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。  
 ※この認定書は平成28年中の所得申告にご利用いただくためのものです。障害者手帳の代わりになるものではありませんので、ご注意ください。

※本人および扶養義務者の住民税が非課税で申告をする必要がない人は、この認定書は必要ありません。

### 障害者控除対象者認定の基準等

対象者	要介護認定者 (65歳以上)
判定の基準日	平成28年12月31日または平成28年中の資格喪失日現在
判定の基準	『障害者』…要介護1・2・3の人
	『特別障害者』…要介護4・5の人

いきいき長寿課介護保険係 ☎ 286-3114

## 黒石崎仮設グラウンドの活用を

熊本地震の影響で現在、町民グラウンド等の利用ができませんので、黒石崎仮設グラウンドを整備しました。サッカーやグラウンドゴルフ、レクリエーション等の場として活用してください。

利用開始日…2月1日(水)  
 利用時間…午前9時～午後5時  
 受付…1月10日(火)～  
 設備…簡易トイレ、手洗い、駐車場  
 利用料…無料 ※利用には申請が必要です。  
 ※原則として、町内団体のみの使用に限ります。  
 生涯学習課スポーツ振興係 ☎ 287-4330

## 熊本地震ペット救護本部

熊本地震により被災したペットの救護やその飼い主の支援のため、「熊本地震ペット救護本部」が設置されています。相談のある人は、お気軽にお問い合わせください。

日時・☎  
 ■☎～☎ 午前8時30分～午後5時  
 一般社団法人 熊本県獣医師会  
 ☎ 365-5711、080-2755-2144  
 ■☎～☎ 午前8時30分～午後5時  
 熊本市動物愛護センター ☎ 380-2153  
 県健康福祉部健康危機管理課 ☎ 333-2248

## 介護保険料減免申請について(熊本地震による特例)

熊本地震により住居が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の被害を受けた方などは、申請により平成28年度介護保険料の減免を受けることができます(所得による制限は廃止されます)。

上記に該当し、まだ申請していない方は、いきい

き長寿課で手続きをしてください。

減免割合 「全壊」 ⇒ 全額  
 「大規模半壊」、「半壊」 ⇒ 1/2

いきいき長寿課介護保険係 ☎ 286-3114